所　同県同市、有限会社三和設備　同県同市、株式会社東洋住宅設備　同県同市、株式会社協和衛研興業　同県同市、福島県管工事協同組合連合会　同県同市、福島地区管工事協同組合　同県同市、有限会社久間木設備　同県同市、株式会社高橋設備工業所　同県同市、協同組合福島消防設備点検センター　同県同市、東協設備株式会社　同県会津若松市、会津アローガスサービス　同県同市、会津管工事協同組合　同県同市、株式会社山元工業所　同県郡山市、伊藤設備株式会社　同県同市、株式会社ムツミ　同県同市、株式会社梅津工業所　同県同市、株式会社小板橋工業所　同県同市、有限会社光伸設備　同県同市、株式会社新産　同県同市、有限会社東洋設備工業　同県同市、株式会社山田設備　同県同市、有限会社吉田設備工業　同県同市、株式会社カンコウシステム　同県同市、郡山市管工事協同組合　同県同市、株式会社エイセイサービス　同県同市、株式会社エンドウ　同県同市、株式会社大倉工業所　同県いわき市、五十嵐設備株式会社　同県同市、ジュシ総合設備株式会社　同県同市、株式会社シゲル水道工業　同県同市、有限会社第一設備　同県同市、株式会社大松興産　同県同市、株式会社高橋設備工業所　同県同市、株式会社久工業所　同県同市、有限会社賀沢水道　同県同市、株式会社アイシン　同県同市、有限会社笹森設備工業　同県須賀川市、株式会社東北エアコン　同県同市、新会津開発株式会社　同県同市、山内工業株式会社　同県相馬市、芳賀設備工業株式会社　同県西白河郡西郷村、白河地区管工事協同組合　同県同郡同町、株式会社三立設備　同県田村郡三春町

4．解散の理由　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第５条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第１条の規定による改正前の厚生年金保険法第145条第１項第１号による。

5．解散認可年月日　平成28年１月30日

平成28年２月19日

宮城県仙台市青葉区本町３丁目５番22号

東北管工事業厚生年金基金

理事長　渡辺　　皓

厚生年金基金清算人就任公告

当厚生年金基金は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第５条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第１条の規定による改正前の厚生年金保険法第145条第１項第１号により解散したので、平成26年経過措置政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第43条の規定に基づき、次のとおり公告します。

１．代表清算人氏名　渡辺　　皓

２．住所　宮城県仙台市青葉区本町３丁目５番22号

平成28年２月19日

宮城県仙台市青葉区本町３丁目５番22号

東北管工事業厚生年金基金

理事長　渡辺　　皓

裁決の公告

東京弁護士会が平成27年11月６日に告知した同会所属弁護士張學錬会員（登録番号27297）に対する懲戒処分（業務停止１月）について、弁護士法人ＡＩＴＳから行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成28年１月21日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を却下する旨裁決し、この裁決は平成28年２月２日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第２号の規定により公告する。

平成28年２月２日　　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

１　処分をした弁護士会　福岡県弁護士会

２　処分を受けた弁護士

氏　　名　木﨑　　博

登録番号　18066

事 務 所　福岡県北九州市小倉北区堺町１―９―10　アースコート堺町ＢＬＤＧ３階

木﨑博法律事務所

３　処分の内容　戒告

４　処分が効力を生じた年月日

平成27年12月21日

平成28年２月４日　　日本弁護士連合会

解散命令公告

佐賀県公告

下記に掲げる農業協同組合及び農事組合法人は、その代表権を有する者が欠けており、又はその所在が知れず、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第95条の３第１項の規定に基づき、解散命令の要旨を下記のとおり公告する。

平成28年２月19日

佐賀県知事　山口　祥義

記

命令の要旨

農業協同組合法第95条の２第３号の規定に基づき解散を命ずる。

名称及び主たる事務所の所在地

快樂農業協同組合

佐賀県神埼市千代田町渡瀬359番地

古賀農業協同組合

佐賀県神埼市千代田町渡瀬1089番地

黒津馬場農業協同組合

佐賀県神埼市千代田町崎村1363番地

崎村農業協同組合

佐賀県神埼市千代田町崎村891番地

田中農業協同組合

佐賀県神埼市千代田町渡瀬569番地

出来島農業協同組合

佐賀県神埼市千代田町迎島2105番地

三川村向島藺草加工農業協同組合

佐賀県三養基郡みやき町大字東津738番地

来迎寺部落農業協同組合

佐賀県佐賀市金立町大字金立1569番地

西渕生産農業協同組合

佐賀県佐賀市兵庫町大字西渕1743番地

佐賀農業協同組合

佐賀県佐賀市大財町282番地

佐賀市養豚農業協同組合

佐賀県佐賀市兵庫町大字若宮2180番地

佐賀県養鶏農業協同組合

佐賀県佐賀市本庄町大字本庄1215番地の１

佐賀県中部養鶏農業協同組合

佐賀県佐賀市高木瀬町大字高木1924番地２

福富村特産加工農業協同組合

佐賀県杵島郡福富村大字福富1819番地

杵島郡畜産農業協同組合

佐賀県武雄市大字富岡11578番地

小城郡藺生産加工農業協同組合

佐賀県小城市牛津町牛津724番地の８

農事組合法人和多楽

佐賀県唐津市和多田字大河内1965番４

教示

１　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に佐賀県知事に対して行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による異議申し立てをすることができる。

２　この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日の翌日から６箇月以内に佐賀県を被告として行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる。なお、この処分があったことを知った日の翌日から６箇月以内であっても、この処分の日の翌日から１年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起できない。ただし、１の異議申し立てをした場合には、当該異議申し立てに対する決定があったことを知った日の翌日から６箇月を経過したとき又は当該決定の日の翌日から１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができない。

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により次の免許状は失効した。

平成28年２月19日　　東京都教育委員会

１　失効した免許状

氏名　城　　秀明、本籍地　京都府

免許状の種類、番号、授与年月日、授与権者

⑴　中学校教諭一種免許状　美術、平12中１第18075号、平成12年３月31日、東京都教育委員会

⑵　高等学校教諭一種免許状　美術、平12高１第18772号、平成12年３月31日、東京都教育委員会

⑶　中学校教諭専修免許状　美術、平14中専第10581号、平成14年３月31日、東京都教育委員会

⑷　高等学校教諭専修免許状　美術、平14高専第10651号、平成14年３月31日、東京都教育委員会

２　失効年月日　平成27年12月25日

３　失効の事由

教育職員免許法第10条第１項第２号該当